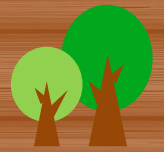


あなたの土地に **木** を植えませんか？

京都市が **緑化** を **支援** します



京都市建設局みどり政策推進室 平成29年12月発行 京都市印刷物 第293144号

平成29年度 京都市民有地緑化支援事業

1 申請受付期間

平成29年12月1日（金）～平成30年2月16日（金）

※ただし、緑化工事が平成30年2月28日までに完了するもの。

先着順で受付。予算の関係で締切が早くなる場合があります。

2 緑化支援の対象地域（右図参照）

京都市の緑化重点地区（＝市街化区域内）



3 支援内容

以下の表に記載した民有地の植栽費用を支援します。支援金額は、1件あたり最大**50万円**までです（樹木の購入費及び構造物の撤去費等は、申請者の負担）。

植栽項目	規格	対象
高木植栽	樹高H=3.0m以上	1本から
中木植栽	樹高H=1.5m以上3.0m未満	1本から
生け垣植栽	樹高H=0.3m以上1.5m未満	延長1mから

※生け垣植栽は、樹高によって、1mあたりに植える樹木の本数に決まりがあります。

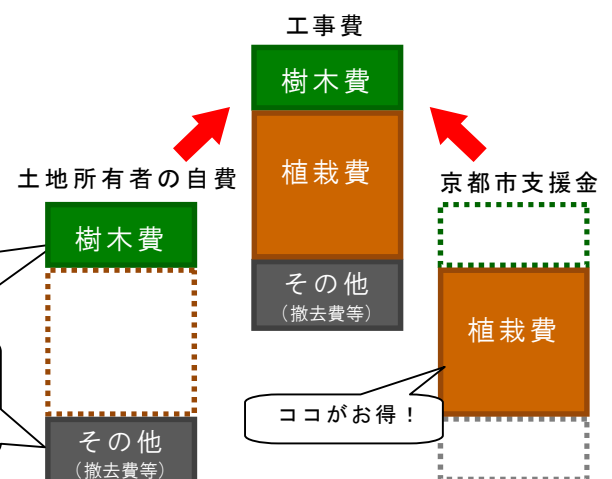
緑化支援の内容



新しく高木を植えたい場合

参考：桜（ソメイヨシノ）
高さ3.0m、幹周0.12m
1本あたり 約7,000円

ブロック塀や土間コンクリートの撤去等の費用は申請者の負担です。

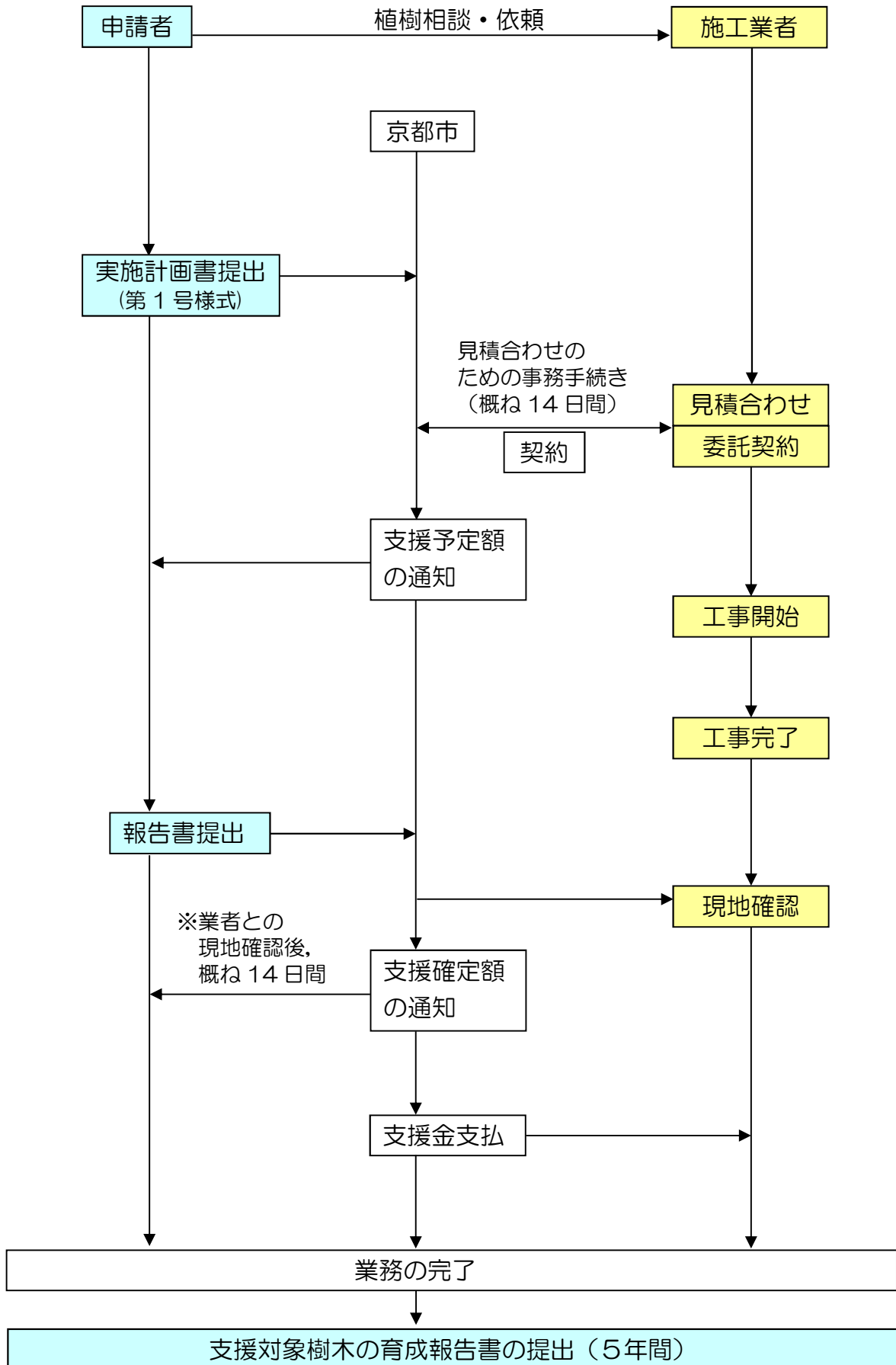


※土地所有者の方は、樹木を植栽する費用が軽減できます。

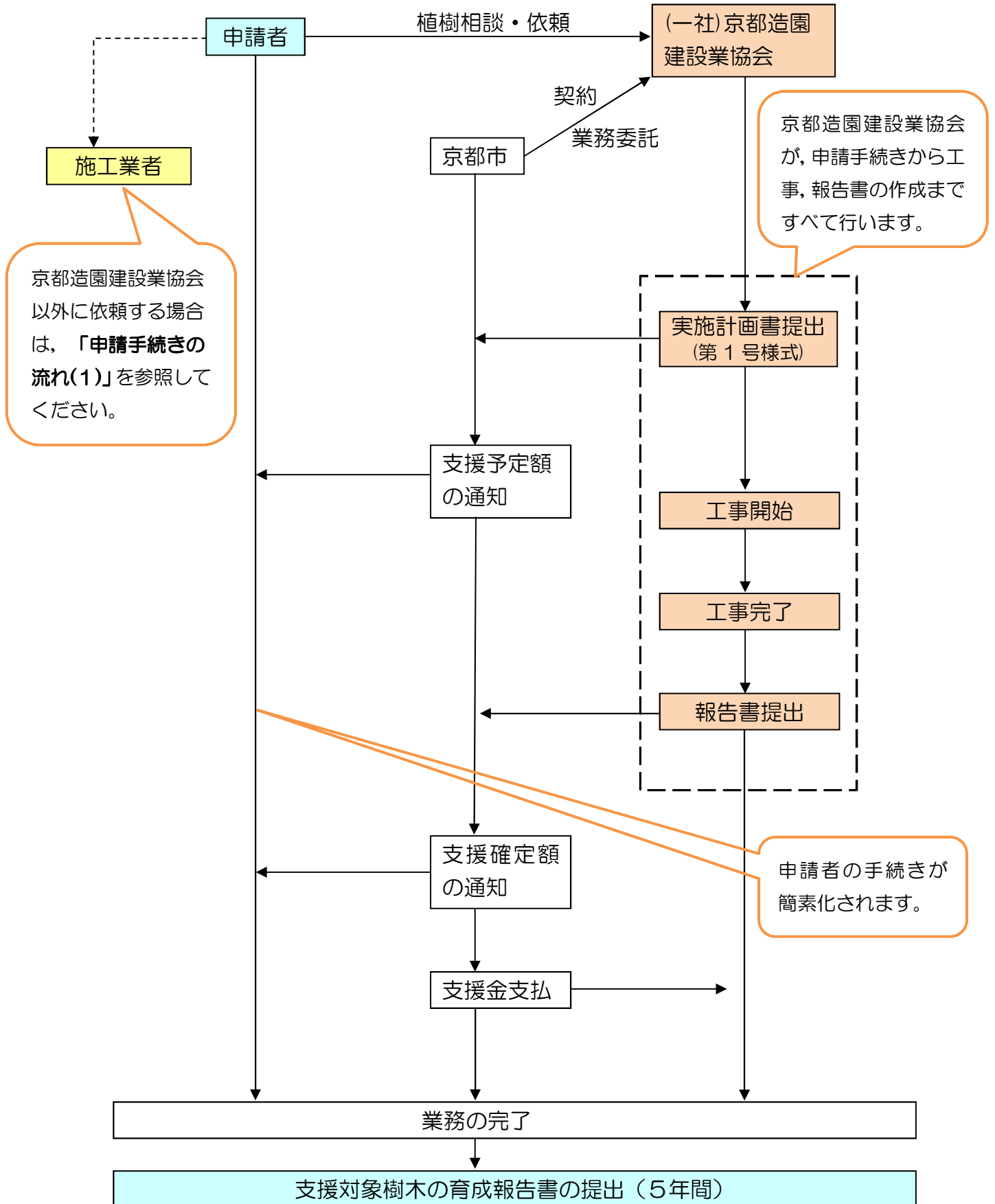
※京都市は、市街化区域内のみどりが少ない所にみどりを増やすことができます。

申請手続きの流れ (1)

◆ 施工業者が決まっている方



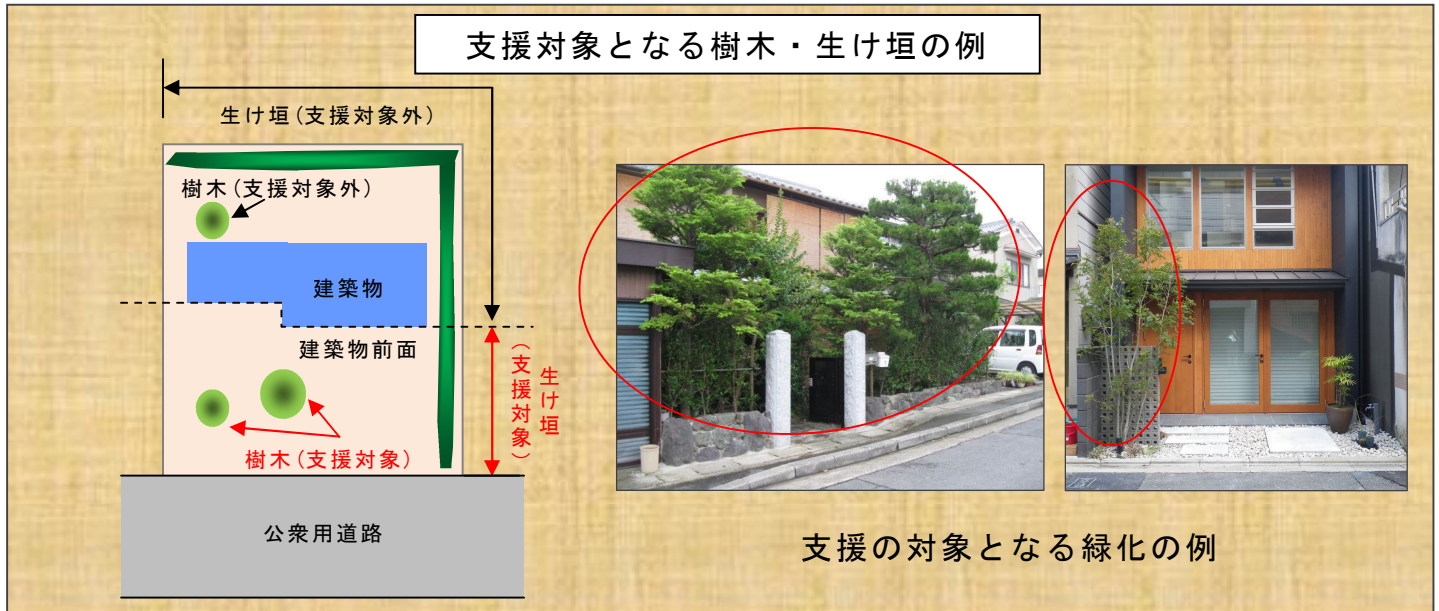
◆ 施工業者が決まっていない方



支援の対象について

4 緑化支援の対象となるもの

- (1) 対象地域内で民有地における新規緑化であること
- (2) 原則、幅員が4m以上の公衆用道路に面していること
- (3) 高さ30cm以上樹木の植栽であること（樹木の高さ1.5m未満の低木は、生け垣状のもの）
- (4) 原則、道路から建築物前面の間での緑化であり、道路から容易に見通せるもの
- (5) 植栽後、5年以上適切に育成管理できること



5 対象とならないもの

- (1) 申請以前に植栽したもの
- (2) 既存樹木を植替えするもの
- (3) 道路から緑化する樹木が見通せないもの
- (4) 草花、芝、プランター等による緑化
- (5) 期限内に施工完了しないもの
- (6) 法令等で緑化義務の対象となっているもの

申請の相談について

6 申請相談

- ① 施工業者が決まっている方
⇒ チラシに添付している**実施計画書**と**必要書類(実施計画書の下段に記載)**を揃えて、みどり政策推進室に申請してください。詳しくは、2ページ目の「申請手続きの流れ(1)」を御覧ください。
- ② 施工業者が決まっていない方
⇒ 3ページ目の「申請手続きの流れ(2)」を御覧ください。お困りの場合は、一般社団法人京都造園建設業協会（TEL：075-256-1956）が緑化の計画や申請手続き等についてサポート致します。

受付：京都市建設局みどり政策推進室 緑化推進担当
住所：〒604-0911 京都市中京区河原町二条上清水町359番地ABビル3F
電話：075-741-8600

7 その他

実施計画書は、京都市情報館（ホームページ）にも掲載しています。
京都市情報館：<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/57-6-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>